

再生可能エネルギー発電事業 に係る地域裨益協定の手引き

令和6年3月

岩手県

目次

1	手引き作成の背景・趣旨.....	1
2	協定締結の根拠.....	2
3	協定締結の主体.....	2
4	協定の規定内容.....	2
	（1） エネルギーの域内循環.....	2
	（2） 売電収入等の地域還元.....	3
	（3） 周辺環境の保全.....	3
	（4） その他.....	3
5	協定締結後の対応.....	3

（参考資料）

- ・ 地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン（久慈市）
- ・ 宮古市再生可能エネルギー推進条例（宮古市）

1 手引き作成の背景・趣旨

かつて東北の地を中心に花開いたわが国の基層文化とも呼ぶべき縄文文化は、狩猟・漁労・採集を生業として約1万年の長きにわたり繁栄しましたが、欧米型の近代工業社会は産業革命以降の短期間で地球温暖化という形の外部不経済による行き詰まりを見せています。

本県の風力や太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入ポテンシャル¹はエネルギー消費量の約18倍とされる一方、エネルギー収支²は化石燃料の使用等が原因で約2,600億円の赤字とされており、再生可能エネルギーの域内循環を図ることは、環境と経済の両面から持続可能な地域社会を構築する上で重要な課題となっています。

環境行政における伝統的な政策手法としては、法令による規制（強制手法）、予算や税制による誘導（経済手法）などが挙げられますが、特に基礎自治体である市町村においては、法令上の権限が見当たらない場合であっても、公害防止協定の締結などによって積極的な環境保全対策が図られてきたところであり、県としても昭和47年に「公害防止協定の手引き」を作成することで、そのような市町村の取組を支援してきました。

一方、今日的な課題である地域経済循環を実現するためには、公害防止協定のような環境保全の視点だけでなく、地域裨益³の視点から協定を締結することも有効であり、既に県内市町村でもいくつかの事例が見られるところです。さらに、環境保全の分野においても、例えば、再生可能エネルギー発電設備の立地適正化、解体処分費用までを含むライフサイクルコスト（LCC）の可視化など、新たに浮上している課題に対処する必要があります。

そのため、県としては、既存の「公害防止協定の手引き」に加えて、新たに「再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き」を作成・公表することで、県内市町村における地域脱炭素と地域経済循環の取組を後押しし、持続可能で豊かな地域社会の実現を図ろうとするものです。

-
- ¹ 令和5年2月の県市町村GX推進会議準備会合における環境省説明資料によると、エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、わが国全体では約1.8倍、本県では約18.4倍とされる。
 - ² 同会合における環境省説明資料によると、本県では年間約2,644億円がエネルギー代金として県外に流出しており、地域でお金が回る仕組みの構築が重要とされている。
 - ³ 地域裨益とは、辞書的には「地域の役に立つこと」を指すが、本手引きの文脈では、エネルギーの域内循環、売電収入等の地域還元などを指すことになる。

2 協定締結の根拠

公害防止協定の締結について、公害防止条例に根拠規定を有する事例もあるため、再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定（以下単に「地域裨益協定」という。）についても、条例に根拠規定を設けることが考えられますが、そもそも地方自治法において、市町村は基礎自治体として「地域における事務」を幅広く担うこととされており、条例に特段の根拠規定がなくとも地域裨益協定を締結することは当然に可能です。

また、県内市町村の中には、地域裨益協定に関するガイドライン⁴を作成・公表しているところもあります。もとより協定は、各事業者との個別協議の上で締結されるものですが、一定の枠組みをガイドラインや要綱等に明記し、それを公表することで、事業者の予見可能性を高め、地域住民とのコミュニケーションの円滑化を図ることが期待されます。

3 協定締結の主体

再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする事業者と市町村が協定を締結することが一般的と考えられます。

なお、複数市町村にまたがった事業の場合には、複数市町村と当該事業者が単一の協定を締結することも考えられるため、前述のガイドラインや要綱等は、連携中枢都市圏や定住自立圏、地域循環共生圏等の単位で複数市町村が共同で作成・公表しておくことも有効です。

4 協定の規定内容

地域裨益協定の規定内容は、市町村と事業者が協議の上で任意に設定すべきものですが、想定される規定内容を以下に例示することとします。（あくまでも例示であり、各市町村の判断を制約するものではありません。）

（1） エネルギーの域内循環

地域経済循環を実現するためには、域内の再生可能エネルギーから生まれる電力等を、県内の地域新電力や工場等の需要家との相対契約等により域内循環させることが一義的には望ましく、これを実現することは、サプライチェーン全体での脱炭素化が志向される中、工場等の需要家を新たに誘致することにも有効です。

なお、エネルギーの域内循環は、災害等の非常時のエネルギーを確保する観点からも重要と言えます。

⁴ 例えば久慈市は、令和3年10月に「地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン」を作成・公表している。

(2) 売電収入等の地域還元

エネルギーの域内循環が望ましいことは(1)のとおりですが、それでもエネルギーが域外に供給される場合、事業者の売電収入等の一部を市町村への寄附金等に充てることなどが考えられます。

なお、市町村が寄附金として収納する場合、当該財源の用途については、住民等の十分な理解が得られるものとなることが望まれます。

(3) 周辺環境の保全

従来 of 公害防止協定では、大気汚染対策、水質汚濁対策等に関する項目が主なものでしたが、地域裨益協定では、その必要に応じて、土砂の流出防止や残置森林の適正管理、さらには将来の解体処理等を見据えた資産除去債務の計上、積立金の適正管理などにも留意することが求められます。

(4) その他

(1)～(3)のほかにも、県内市町村が締結した協定の中には、地元企業への発注、地域住民の雇用、地域行事への参加、災害時の対応、報告・立入検査等を規定している事例も見受けられるところであり、地域の実情に応じて要否を検討することとなります。

また、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税については、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)⁵を活用して、①ネガティブゾーン⁶に立地する設備への重課や②地域裨益協定締結企業への軽課などを市町村の条例で規定することが可能となっており、②に該当する場合はその旨を協定に明記することが考えられます。

5 協定締結後の対応

地域裨益協定については、地域住民への説明責任等の観点から公表することが考えられるほか、協定を締結した事業者との間で定期的に協定内容の履行状況を確認するとともに、必要に応じて協定内容の変更を行うことなどが想定されます。

-
- ⁵ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)により、例えば20kW以上の風力発電であれば、新設後3年間2/3を参酌基準としつつ、1/2～5/6の範囲で各市町村が市(町・村)税条例で軽減割合を設定することができる。
- ⁶ ネガティブゾーンとしては、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(自然環境保全法)、国立公園及び国定公園(自然公園法)、鳥獣保護区(鳥獣保護管理法)、生息地等保護区の管理地区及び監視地区(種の保存法)、砂防指定地(砂防法)、地すべり防止区域(地すべり等防止法)、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)、保安林であって環境の保全に関するもの(森林法)等が想定されるが、具体的には各市町村が市(町・村)税条例で規定することになる。

再生可能エネルギー事業者の皆様へ

地域に裨益する再生可能エネルギー事業の 実施に関するガイドライン

令和 3 年 10 月

久 慈 市

1 目的

本ガイドラインは、久慈市内における大規模再生可能エネルギー事業（以下「再エネ事業」という。）の導入に関し、当該再エネ事業が「地域に裨益する」ものとなるよう再生可能エネルギー事業者（以下「再エネ事業者」という。）が配慮・実施すべき事項について定めることを目的としています。

再エネ事業が本ガイドラインに沿ったものと認められる場合、市は再エネ事業の導入に関し積極的に支援します。

2 定義

(1) 再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものをいう。

(2) 大規模再生可能エネルギー事業

環境影響評価法に規定される「第二種事業」以上の規模で実施される再エネ事業をいう。

(3) 地域循環共生圏

環境省が提唱する地域レベルでの環境・経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための概念をいう。

3 基本的な考え方

久慈市を含む北岩手の9自治体^{*}では、環境省が提唱する「地域循環共生圏」の考え方に共鳴し2020年2月に「北岩手循環共生圏」を構築しました。

北岩手循環共生圏では、再生可能エネルギーを核とした①地域脱炭素化、②地域内経済循環の最大化を理念として、さまざまな取り組みを進めています。

市では、再エネ事業者と連携して実施される地元協調のための取り組みが、この理念の達成に向け重要であるとの認識に立ち、2021年に市及び市内の関係団体で構成される「「地域に裨益する」再エネ開発実現のための地元協調のあり方に関する検討会」を設置し、再エネ事業を行う上で実施すべき地元協調策について検討を実施し、本ガイドラインを取りまとめました。

上記に鑑み、市では、本ガイドラインに記載の地元協調策の実施を伴う再エネ事業を地域に裨益する再エネ事業として整理し、住民説明会の共催や環境アセスメント手続きの側面支援等、積極的に支援させていただくこととしています。

※9自治体：久慈市、二戸市、洋野町、軽米町、一戸町、葛巻町、九戸村、野田村、普代村

4 配慮・実施すべき事項

再エネ事業の実施に先立ち、市と再エネ事業者間で「(1) 実施いただきたい地元協調策」の内容に基づき協議の上協定締結をお願いします。

協定書には、地元協調策のほか「(2) その他、協定書に記載させていただく事項」の項目について記載させていただきます。

(1) 実施いただきたい地元協調策

概要のみ記載しています。詳細については、再エネ事業者の皆様とのご相談によって決定させていただきます。

ア 市内企業又は個人による出資の受け入れ

①市内企業又は個人における事業投資先として、②再エネ意識、事業への理解の向上のため出資を受け入れいただく。

イ 建設及び維持管理業務の発注先となり得る市内事業所の育成

市及び久慈商工会議所と連携して、再生可能エネルギー発電設備の建設及び維持管理業務に対する市内事業所等の参入支援（参入セミナー講師、個別企業とのマッチング等）にご協力いただく。

ウ 地域課題解決のために活用可能な資金提供

売電収入の一部（1%程度）を地元産業振興等（再エネ事業者の希望による）の目的として資金提供いただく。

エ 地域新電力と連携したエネルギー地産地消に向けた連携

再生可能エネルギーの地産地消を柱とした「脱炭素」の取り組みを実現するための協議会（久慈地域再生可能エネルギー振興協議会（事務局：久慈地域エネルギー株式会社））の趣旨に賛同いただき、当該協議会に参画いただく。

オ 教育・観光に資するPR施設の設置

キャリア教育、生涯学習及び観光等の拠点施設として事業箇所ごとに、研修施設（研修室、トイレ）、PR看板を設置いただく。

カ 作業用通路等の供用

林業振興等の観点から、開発に伴う作業用通路等を供用いただく。

(2) その他、協定書に記載させていただく事項

ア 災害の防止に関する事項

イ 自然環境、生活環境との調和に関する事項

ウ 地位承継に関する事項

(3) 協定書には、記載しないがご協力いただきたい事項

再エネ事業の実施に際し、配慮いただきたい事項は以下のとおりです。

ア 再エネ事業の実施に係る市の地権者支援に関するPRチラシの配布

イ 再エネ事業者が実施した風況調査結果等の市への情報提供

○宮古市再生可能エネルギー推進条例

令和 5 年 3 月 2 9 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、再生可能エネルギーの導入に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再生可能エネルギーの導入及び地産地消を推進し、もって持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得られるエネルギーをいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。
- (3) 地産地消 市内で生産された再生可能エネルギーを市内で消費することをいう。
- (4) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気、熱等に変換する設備及びその附帯設備をいう。
- (5) 再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー設備（家庭用消費を主たる目的とする再生可能エネルギー設備を除く。）を設置し、電気、熱等を利用する事業をいう。
- (6) 再生可能エネルギー事業者 市内で再生可能エネルギー事業を行う個人、法人又は団体をいう。
- (7) 事業区域 再生可能エネルギー事業者が、再生可能エネルギー事業を行う一団の土地をいう。
- (8) 土地所有者等 事業区域に係る土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 再生可能エネルギーの導入は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 地域の自然条件及び社会的背景を理解し、自然環境、景観及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 市、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者が相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- (3) 地産地消を推進することにより、地域経済の発展及び災害に強いまちづくりに資するよう取り組むこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、再生可能エネルギーの導入に関する総合的かつ計画的な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者に対する支援の実

施その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自ら率先して再生可能エネルギーの導入を推進するものとする。

4 市は、再生可能エネルギーの導入の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供及び知識の普及啓発を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再生可能エネルギーの導入の推進に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、再生可能エネルギー事業の実施により、地域の自然環境を損ない、又は災害若しくは公害が発生することがないように、その所有し、占有し、又は管理する土地の適正な管理に努めるものとする。

(再生可能エネルギー事業者の責務)

第8条 再生可能エネルギー事業者は、地域の自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努めるものとする。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業に係る計画の内容及び再生可能エネルギー設備の維持管理の方法を十分に説明し、継続して地域住民の理解を得られるよう努めるものとする。

3 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの導入を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(導入促進区域等の設定)

第9条 市長は、円滑な再生可能エネルギーの導入を推進するため、再生可能エネルギー事業の導入を促進し、抑制し、及び調整を必要とする区域（以下「導入促進区域等」という。）を設定するものとする。

2 市長は、導入促進区域等を設定したときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(再生可能エネルギー事業の計画の届出)

第10条 再生可能エネルギー事業を計画しようとする者は、次条の規定による説明をする前に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地域住民への説明)

第11条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、次条第1項の規定による届出をする前に、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業の内容について説明しなければならない。

(再生可能エネルギー設備の設置の届出)

第12条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、事業区域に立ち入り、再生可能エネルギー設備の設置状況について調査（以下「立入調査」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、再生可能エネルギー事業者及びその関係者に提示しなければならない。

(再生可能エネルギー事業の廃止の届出等)

第15条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー設備を適正に処分しなければならない。

3 再生可能エネルギー事業者は、前項の規定による処分が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第16条 市長は、再生可能エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第10条、第12条第1項又は前条第1項若しくは第3項の規定による届出をしないとき。

(2) 第11条の規定による説明をしないとき。

(3) 第13条の報告又は資料の提出をしないとき。

(4) 前条第2項の規定による処分をしないとき。

(公表)

第17条 市長は、前条の勧告を受けた再生可能エネルギー事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる再生可能エネルギー事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(地域主導型再生可能エネルギー事業の認定)

第18条 市長は、再生可能エネルギー事業者の申請により、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー事業を地域主導型再生可能エネルギー事業として認定することができる。

(1) 市民が主体となって実施する再生可能エネルギー事業であって、次のいずれかに該当するものによって実施されるもの

ア 市の認可を受けた認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。）

イ 主に市民で構成される団体であり、かつ、営利を目的としない団体（代表者が市民である団体であって運営に関する規約等を定めているものに限る。）

ウ 再生可能エネルギー事業に出資する者の半数以上が市民である再生可能エネルギー事業者

(2) 化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を促す再生可能エネルギー事業であって地産地消に資するもの

(3) 市外に流出しているエネルギーの購入代金及び雇用の機会を市内に留める再生可能エネルギー事業であって市内で資金の循環が創出されるもの

(4) 事業者（市内に本店、支店、営業所その他これらに準ずるものを有する者に限る。）に再生可能エネルギー設備の材料、設置工事等の発注を行う再生可能エネルギー事業であって地域経済の発展に資するもの

(5) 地域活動を支援する再生可能エネルギー事業であって地域社会の貢献に資するもの

(6) 常用電源が停電した場合に、市内の施設に電気、熱等を供給することができる再生可能エネルギー事業であって災害に強いまちづくりに資するもの

2 市長は、前項の規定による認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を再生可能エネルギー事業者に通知しなければならない。

（欠格事由）

第19条 次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー事業者は、前条第1項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）

(2) 役員のうち暴力団員がある法人

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体

（地域主導型再生可能エネルギー事業の変更の認定等）

第20条 地域主導型再生可能エネルギー事業を行う者（以下「地域主導型再生可能エネルギー事業者」という。）は、当該事業の内容を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 地域主導型再生可能エネルギー事業者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 第18条第2項の規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の承継）

第21条 営業譲渡、合併、分割その他の事由により、地域主導型再生可能エネルギー事業を承継しようとする者は、市長の承認を受けて、地域主導型再生可能エネルギー事業者が有していた当該事業の認定に基づく地位を承継することができる。

（地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の取消し）

第22条 市長は、地域主導型再生可能エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、第18条第1項又は第20条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、第18条第1項又は第20条第1項の規定による認定を受けたとき。
- (2) 地域主導型再生可能エネルギー事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 地域主導型再生可能エネルギー事業が、第18条第1項各号に掲げる事業に該当しなくなったと認められるとき。
- (4) 第19条各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 関係法令、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(地域主導型再生可能エネルギー事業の公表)

第23条 市長は、再生可能エネルギーの導入を推進するため、第18条第1項の規定により認定した地域主導型再生可能エネルギー事業の概要を公表するものとする。

(地域主導型再生可能エネルギー事業に対する支援)

第24条 市は、地域主導型再生可能エネルギー事業に対し、必要な支援を行うものとする。

(宮古市再生可能エネルギー推進審議会)

第25条 再生可能エネルギーの導入の推進その他重要事項を審議するため、市長の諮問機関として宮古市再生可能エネルギー推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第26条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に関する事項について調査審議すること。
- (2) 市の再生可能エネルギーの導入に関する施策についての重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの導入に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第27条 審議会は、委員5人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第30条 審議会の庶務は、エネルギー・環境部において処理する。

（補則）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。